

株式会社 ASONE

AS ONE サービス会員

利用規約

<※契約内容に関する重要なお知らせです。十分にお読み下さい。>

AS ONE サービス会員規約

株式会社 AS ONE(以下「弊社」といいます)は、サービス会員規約本則(以下「本則」といいます)を、以下の通り定めます。

ONE BB WiMAX コンテンツサービス会員規約

第 1 条(本利用規約の目的)

本利用規約は、お客様と株式会社 AS ONE(以下「当社」といいます)との間の「データ復旧サービス」(以下「本サービス」といいます)に関する条件を規定するものです。

第 2 条(本利用規約の適用)

お客様は、本利用規約に同意の上、本サービスに申し込んだものとみなされ、本利用規約に従って本サービスを利用するものとします。

第 3 条(本サービスの利用の条件)

本サービスは、当社が運営するサービスである「ONE BB WiMAX」のオプションサービスであり、本サービスの利用には「ONE BB WiMAX」への加入が必要です。申込者が本サービスを利用するには、本規約のほか、ONE BB WiMAX サービス会員規約、各サービスの利用規約、利用条件等に同意するものとします。本規約と ONE BB WiMAX サービス会員規約の間に抵触する条項等が存在する場合は、本規約における定めが優先的に適用されるものとし、本規約と各サービスの利用規約との間に抵触する条項等が存在する場合は、各サービスの利用規約における定めが優先的に適用されるものとします。

データ復旧サービス規約

第 1 条(対象パソコン)

本サービスの対象パソコンは以下対象商品のメーカー(以下「メーカー」といいます)が製造し、マイクロソフト社が提供する Windows ®OS を搭載しているパソコンとします。

1)NEC 2)富士通 3)ソニー 4)東芝 5)シャープ 6)松下 7)レノボ(Lenovo) 8)デル(DELL) 9)ヒューレット・パッカード(HP) 10)EPSON 11)マウスコンピューター 12)その他当社が認める機種

第 2 条(登録端末)

本サービスをご利用いただける端末は、原則本サービス申込時にメーカー名、OS を登録したパソコン(以下「登録端末」といいます)となります。

登録端末は、本サービスの利用期間中(以下「サービス期間中」といいます)に変更することは出来ません。

但し、本サービス申し込み後、お客様が新規購入したパソコンに関しては、サービス期間中に登録端末を変更することが可能です。また登録端末が初期故障で交換となった場合は、交換日より 30 日以内に申告していただいたものに限り変更対応するものとします。

第 3 条(障害の種類)

1) 論理障害

論理障害とは、データ障害のうち、ハードウェアは故障していないが、記憶媒体などに電磁的記録障害が発生したことをいいます。

2) 物理障害

物理障害とは、ハードディスクの磁気ヘッドに問題がある場合や機械的・電氣的故障のことをいいます。

第 4 条(本サービスの内容)

本サービスは、本利用規約の第 2 条、第 3 条、第 4 条に定める登録端末において、データ障害時においてデータを復旧するための費用(見積額の 50%)を当社が負担するサービスです。

1) 当社は、本サービスの提供に関する業務の一部を当社が提携する業者に委託するものとします。

2) 本サービスご利用の際には、当社が運営する「ONE BB WiMAX カスタマーセンター」に事前に障害状況のご説明が必要でございます。

3) 本サービスは、サービス期間中であれば、何度でもご利用いただけます。

4) 本サービスをご利用の際に発生する送料については、送り主側の負担といたします。

5) お客様の実費負担分については、お振込みまたは窓口払い(事前)でお支払いいただきます。お支払いの確認後に、復旧作業を開始し、本利用規約の第 2 条、第 3 条、第 4 条に定める登録パソコン・復旧したデータをご返却させていただきます。

第 5 条(料金)

本サービスの月額基本料金は、1,100 円(税込)とします。

第 6 条(サービス期間)

当社は、ONE BB WiMAX サービスの利用期間中において、本サービスを提供します。

第 7 条(本サービスの利用方法)

本サービスの利用方法は以下の通りとなります。

1) 本サービス利用のご相談

本サービスの利用のご相談は当社が運営する「ONE BB WiMAX カスタマーセンター」に、直接お電話でご連絡ください。

2) 本サービスの利用の際、お客様自身が本サービスに加入されていることを申込書もしくはお電話にて申告することとします。

3) データ復旧完了の登録端末のお届けデータ、復旧作業が完了した登録端末は、申込書にお客様により記載いただいた連絡先までお届けします。

第 8 条(データ復旧にかかる期間)

お客様が登録端末を当社にお送りいただき、当社に登録端末到着後、データ復旧完了後の登録端末の納品まで、原則として15 営業日で対応いたします。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、15 営業日以上の日数を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- 1) 論理障害において、障害の程度が重い場合
- 2) 物理障害において、障害の程度が重い場合
- 3) お客様の都合により、データ復旧完了後、登録端末返却日に日程変更等が生じた場合
- 4) 天災地変、戦争、暴動、内乱、輸送機関の事故、労働争議、その他不可抗力の事由が生じた場合

第9条(本サービスを受ける際の注意点)

本サービスをご利用いただくには、次に挙げる本サービスの制限事項、確認事項を事前によくお読みの上、お申し込みください。

- 1) 本サービスは、データの復旧を確実に保証するものではありません。データは、修復箇所の状態により復旧できない場合があります。その場合、当社は一切の責任を負いません。
- 2) 本サービスをご利用いただく際に、個人情報保護法に基づき、ご依頼者のご契約者本人であることの証明をお願いする場合があります。
- 3) 本サービスを受ける際には、ハードディスクを取り出すためにパソコンを解体する場合がありますが、その場合メーカーによる保証を受けられなくなることがあります。
- 4) ハードディスクに物理的な障害がある場合は、ハードディスク・ケースの開封を行う場合がありますが、その場合メーカーによる保証を受けられなくなることがあります。
- 5) 復旧データは、CD-ROM又は、DVD-ROM、micro SD カードでお渡しいたします。但し、復旧データが4GBを超えた場合は、外付けハードディスクでお渡しいたしますが、外付けハードディスクの代金として、お客様には別途実費約 15,400 円(税込)をお支払いいただきます。
- 6) 障害のデータ復旧作業は「概算見積もり」を口頭でご連絡し、お客様にご了承いただいた場合に実施します。但し「調査結果報告書・見積もり書」の提出後にデータ復旧作業をキャンセルされる場合、作業費として 22,000 円(税込)をお支払いいただきます。

第10条(適用除外サービス)

次に挙げるサービスについては、本サービスの対象外といたします。

- 1) 不具合原因の調査・解析、パソコンの修理及び OS の復旧
- 2) 登録端末の原状回復
- 3) 破損しているデータの回復
- 4) 日本語及び英語以外が使用言語のデータの回復
- 5) その他、当社にて実施していないサービス全般
- 6) 第2条、第3条、第4条の登録端末以外の本サービス依頼

第11条(免責事項)

本サービス提供における当社の責任範囲は以下の通りといたします。

- 1) 当社は、本サービスの提供に起因して発生したデータの喪失、データの機能性の喪失、ソフトウェアの喪失、使用不能、それらから引き起こされる間接的損害、特別損害、偶発的損害、および逸失利益についての責任を負いません。また、対象機器内の全てのソフトウェアとデータファイルのバックアップはお客様の責任で行うものとします。
- 2) 本サービス提供に伴う当社の責任範囲内でお客様が損害を被った場合、お客様は直接かつ現実に生じた損害につき当社に対して賠償を請求できるものとします。但し、その額が本サービスのためにお客様の支払額(月額基本料は含まない)を超過しないものとします。

第12条(サービス利用の停止)

当社は、お客様が以下のいずれかに該当すると判断した場合は、事前にお客様に連絡することなく直ちにお客様の本サービスの利用を停止できるものとします。

- 1) お客様の本サービスの申し込み時、本サービスの利用受付時の情報に虚偽が発覚した場合
- 2) お客様が本規約のいずれかに違反した場合
- 3) お客様が法令に反する行為を行った場合
- 4) お客様が登録端末を第三者に譲渡した場合
- 5) お客様もしくは第三者が登録端末に不当な改造を施した場合
- 6) お客様が ONE BB WiMAX サービスの利用料金の支払を滞った場合

電話安心サポート規約

第1条(対象パソコン)

本サービスの対象パソコンは以下対象商品のメーカー(以下「メーカー」といいます)が製造し、マイクロソフト社が提供する Windows ®OS を搭載しているパソコンとします。

- 1) NEC 2) 富士通 3) ソニー 4) 東芝 5) シャープ 6) 松下 7) レノボ(Lenovo) 8) デル(DELL) 9) ヒューレット・パッカード(HP)
- 10) EPSON 11) マウスコンピューター 12) その他当社が認める機種

第2条(本サービスの内容)

本サービスは以下のサポートが対象となります。

契約者は、サポートについて、次の各号のサポートが生じた場合、当社指定の専用ダイヤルを利用して、10時～19時まで、サポートを図るための情報提供のサービスを受けることができます。

- a. 生命保険、損害保険の相談、業者紹介
- b. リフォーム相談、業者紹介
- c. 携帯電話変更相談、業者紹介
- d. 介護施設相談、紹介
- e. インターネットメール設定、接続設定、パソコンに関する様々な相談
- f. 他さまざまなご相談、ご紹介

第3条(料金)

本サービスの月額基本料金は、1,100 円(税込)とします。

第4条(サービス期間)

当社は、ONE BB WiMAX サービスの利用期間中において、本サービスを提供します。

第 5 条(本サービスの利用方法)

本サービスの、利用方法は以下の通りとなります。

1) 本サービス利用のご相談

本サービスの利用のご相談は当社が運営する「ONE BB WiMAX カスタマーセンター」に、直接お電話でご連絡下さい。

2) 本サービスの利用の際、お客様自身が本サービスに加入されていることを申込書もしくはお電話にて申告することとします。

第 6 条(本サービスを受ける際の注意点)

本サービスをご利用頂くには、次に掲げる本サービスの制限事項、確認事項を事前によくお読みの上、お申し込み下さい。

1) 本サービスは、トラブルを確実に解決するものではありません。トラブル解決できない場合があります。その場合、当社は一切の責任を負いません。

2) 本サービスをご利用いただく際に、個人情報保護法に基づき、ご依頼者様がご契約者本人であることの証明をお願いする場合があります。

3) トラブル解決にかかる実費部分は契約者負担とさせていただきます。

第 7 条(免責事項)

本サービス提供における当社の責任範囲は以下の通りといたします。

1) 当社は、本サービスの提供に起因して発生したデータの喪失、データの機能性の喪失、ソフトウェアの喪失、使用不能、それらから引き起こされる間接的損害、特別損害、偶発的損害、および逸失利益についての責任を負いません。また、対象機器内の全てのソフトウェアとデータファイルのバックアップはおお客様の責任で行うものとします。

第 8 条(サービス利用の停止)

当社は、お客様が以下のいずれかに該当すると判断した場合は、事前にお客様に連絡することなく直ちにお客様の本サービスの利用を停止できるものとします。

1) お客様の本サービスの申し込み時、本サービスの利用受付時の情報に虚偽が発覚した場合

2) お客様が本規約のいずれかに違反した場合

3) お客様が法令に反する行為を行った場合

4) お客様が ONE BB WiMAX サービスの利用料金の支払を滞った場合

機器補償規約

第 1 条(会員補償制度)

1. 当社は、会員が固定電話、携帯電話(スマートフォン除く)を破損、盗難、水没、故障により、警察および当社への届け出がなされ、これによって本会員が被る損害をてん補又は機器交換します。

2. 補償対象端末は、利用者が所有し、その条件・除外対象は以下のとおりとなります。

◆対象端末の条件

a. 利用者の所有する端末。

b. 利用契約の締結をした日以降の日において、画面割れ、外装(ケース)割れ、水濡れ等がなく正常に動作している端末。

c. 日本国内で販売されたメーカーの正規品であること。

d. 日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能なもの。

◆対象端末から除かれるもの

a. 対象端末の付属品・消耗品(AC アダプター・ケーブル・マウス・キーボード・バッテリー・外部記録媒体など)

b. 対象端末内のソフトウェア。

c. フューチャーフォン、スマートフォン、タブレット。

d. レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。

e. 過去に当該対象端末のメーカー修理(メーカーが指定する正規の修理拠点で修理された端末)以外で修理・加工・改造・過度な装飾がされたら当社が判断した端末。

f. 第三者の紛失、盗難の被害対象品(違法な拾得物等)である端末。

g. 製造業者、販売会社、メーカーによる補償が適応される機器

3. 「故障等」の内容

a. 自然故障

…対象端末の取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した全損又は一部損の故障をいいます。

b. 破損

…対象端末を利用者の軽過失又は不可抗力(下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。)により、破損させてしまった場合の全損又は一部損の故障をいいます。

c. 水濡れ・水没

…対象端末を利用者の軽過失又は不可抗力(下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。)により、水濡れ・水没させてしまった場合の故障をいいます。

※全損・一部損

…全損は、上記 a・b を原因とした故障であり、かつ修理店(当社の修理サービスも含みます。)での全損判定や部品の生産終了、欠品等により修理不可とされる場合をいいます。一部損は、全損に該当しない場合をいいます。

※対象端末本体の消耗、変質、変色等による損害、経年劣化は、故障等に含まれません。

※対象端末が複数に分解される等、壊滅的な損害を被っている場合は、故障等に含まれません。

4. 次の場合、当社はてん補の責を負いません。

(1) 会員の故意または重大な過失に起因する損害

(2) 損害の発生が補償期間外の場合

(3) 会員の家族、同居人、留守人その他の会員の委託を受け身の回りの世話をする者など、会員の関係者自らの行為または加担した機器損害に起因する場合

(4) 本条第 4 項の義務を会員が怠った場合

- (5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
 - (6) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
 - (7) 破損した機器が機器メーカーによる補償が適応される場合
 - (8) 対象端末が複数に分解される等、壊滅的な損害を被っていると当社が判断する場合。
 - (9) 利用者の申告する故障・障害を当社が確認できない場合。
 - (10) 本サービスを解約した月の翌月以降に本サービスの提供の請求をした場合。
 - (11) 本機器購入の時点での初期不良であった場合(リコール対象となった部位等に係る故障を含みます。)
 - (12) 対象端末の本サービスの対象となる故障等以外の損害、附属的損害又は間接的損害。
 - (13) メーカー・型番・製造番号の確認の取れない対象端末の場合。付属品・バッテリー等の消耗品、またはソフトウェア・データ破損・周辺機器等の、故障等の場合(コンピュータウイルス、データ損失による故障等を含みます。)
 - (14) 自然消耗、経年劣化、サビ、カビ、腐敗、変質・変色、電池の液漏れその他類似の自由に起因する故障等の場合。擦り傷、汚れ、しみ、焦げ、ドット抜け等、対象端末の通信機能に直接関係のない外形上の損傷の場合又は又通常の使用に支障をきたさない範囲の動作の不具合の場合。
 - (15) 利用者が利益を得る目的で本サービスを利用するなど、本サービスの利用について当社が不当であると判断した場合。
 - (16) その他本規約に違反する使用に起因する損害
5. 本会員は、損害請求する場合、損害の発生を知った日から 30 日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出するとともに、当社または当社の委託を受けた者が被害状況等の調査を行う場合、これに協力するものとします。
6. 補償の限度額は破損した機器の原価償却を考慮し現在の価値を上限とします。対象端末全て、上限金額 30,000 円かつ年に一度のみ請求できるものとします。
7. 交換品提供サービス
- a. 機器補償サービス提供期間中に、故障等した対象端末につき、当社による修理サービスの提供が困難な場合、当社が指定する端末(交換品)を当社が利用者に提供します。
 - b. 当社が指定する端末は、予告なく変更されます。
 - c. 当社が、利用者に交換品提供サービスを提供する場合、又は交換品提供サービスの提供において補償上限金額を超え、利用者負担が生じる場合には、当社は、利用者に当該交換品提供サービスの提供を受けるか否か、受ける場合の端末からの選択につき、確認の連絡をするものとし、当該確認時に利用者の意思が確認できた場合に、当社が当該交換品提供サービスの提供を再開するものとします。
 - d. 交換品提供サービスが提供された場合、利用者が当社へ送付した故障等した対象端末については、利用者は所有権を放棄したものとし、当社が処分できるものとします。
 - e. 利用者は、当社から交換品を受領した後、交換品に故障がないことを確認します。交換品に故障があることが確認された場合、利用者が交換品受領後 8 日以内に当社へ連絡することとします。なお、利用者から当社へ当該連絡がない場合は交換品に故障がないものとみなします。また、利用者が交換品を当社の指定した店舗等で受領した場合は、その場で確認するものとします。
 - f. 交換品に故障がある旨、利用者から当社に連絡があり、当社が当該交換品に故障等があるものと判断できた場合には、当社から利用者へ新たな別の交換品(以下「新交換品」といいます。)を利用者へ発送するものとします。
 - g. 利用者は、新交換品を受領した場合、それに付属する送付キットにより、故障等のある交換品を送付キットにより当社へ送付するものとします。このとき、故障等のある交換品について当社への返送が、利用者が新交換品を受領してから 8 日以内に当社が確認できない場合には、当社は、返送されない交換品の対価に相当する金員の支払請求をします。

提出必要書類

【一部故障・破損の場合】

- ①当社所定の事故状況説明書兼請求書
- ②修理領収書、見積書、修理に関するメーカー、店舗等のレポート等一部故障を証明できるもの
- ③損害状況・損害品の写真
- ④その他当社が求めた書類、写真

【全損・紛失の場合】

- ①当社所定の事故状況説明書兼請求書
- ②修理に出した際の見積書または修理に関するメーカー、店舗等のレポート等の対象端末が全損したことが証明できるもの
- ③交換・新規購入した際の領収書等、対象端末に代わる端末を新規購入したことが証明できるもの
- ④盗難・遺失物届出に伴う警察署発行の証明書(届出受理番号が証明できるもの)
- ⑤火災等の場合、罹災証明書(消防署)
- ⑥その他当社が求めた書類、写真

第 2 条(料金)

本サービスの月額基本料金は、1,100 円(税込)とします。

第 3 条(サービス期間)

当社は、ONE BB WiMAX サービスの利用期間中において、本サービスを提供します。

第 4 条(本サービスの利用方法)

本サービスの、利用方法は以下の通りとなります。

- 1) 本サービス利用
本サービスの利用のご相談は当社が運営する「ONE BB WiMAX カスタマーセンター」に、直接お電話でご連絡下さい。
- 2) 本サービスの利用の際、お客様自身が本サービスに加入されていることを申込書もしくはお電話にて申告することとします。

第 5 条(免責事項)

本サービス提供における当社の責任範囲は以下の通りといたします。

- 1) 当社は、本サービスの提供に起因して発生したデータの喪失、データの機能性の喪失、ソフトウェアの喪失、使用不能、それらから引き起こされる間接的損害、特別損害、偶発的損害、および逸失利益についての責任は負いません。また、対象機器内の全てのソフトウェアとデータファイルのバックアップはおお客様の責任で行うものとします。

第 6 条(サービス利用の停止)

当社は、お客様が以下のいずれかに該当すると判断した場合は、事前にお客様に連絡することなく直ちにお客様の本サービスの利用を停止できるものとします。

- 1) お客様の本サービスの申し込み時、本サービスの利用受付時の情報に虚偽が発覚した場合
- 2) お客様が本規約のいずれかに違反した場合
- 3) お客様が法令に反する行為を行った場合
- 4) お客様が ONE BB WiMAX サービスの利用料金の支払を滞った場合

生活のかけつけ規約

第1条(本サービス内容)

1. 当社は、会員が第2条第一項記載のトラブルが発生し、これによって本会員が被る損害をトラブル解消業者派遣することにより補償します。
2. 契約者は、当サービスを解約し、又は、解約された場合には、当社が定める期日までに、前項の違約金、及び、解約月末日までの当サービス利用料金の次月支払予定額に相当する額を一括して支払う義務を負い、すでに支払済みの料金がある場合には当社は払戻しを行わないものとします。
3. 前項の場合において算出される額は、解約があった日現在において利用している本サービスの解約申出対象すべてが基準になるものとします。
4. 補償対象は、契約者となります。

第2条(内容)

1. 利用者は、サービス対象者のトラブルについて、次の各号のトラブルが生じた場合、当社指定の専用ダイヤルを利用して、10時～19時まで、トラブル解決を図るための情報提供又は現場駆けつけ対応のサービスを受けることができます。但し、本条第3号、第4号、第5号、第6号に定めるトラブルについては、トラブル解決を図るための情報提供のみとし、現場駆けつけ対応は対象外とします。
 - ① カギの紛失・故障等、カギのトラブル(但し、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります。)
 - ② 水廻りのトラブル
 - ③ ガラスのトラブル
 - ④ ガスのトラブル
 - ⑤ 電気設備のトラブル(会員又は利用者が所有する家電製品は対象外とします。)
 - ⑥ 暮らしのトラブル
2. 前項の現場駆けつけ対応時には、利用者の立ち会いが必要となります。
3. かけつけ利用料金
 - a. 利用者は、現場駆けつけ対応を原則無料で受けることができます。但し、30分を超過した作業の代金(超過10分ごとに2,750円(税込))については、利用者が別途実費を負担するものとします。また、対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金についても利用者が別途実費を負担する場合があります。なお、利用者は、利用者の責に帰すべき事由により、現場かけつけがキャンセルになった場合、キャンセル料(8,250円(税込))を負担するものとします。
 - b. 利用者は、本サービスの対象に含まれない事項についても、作業員と協議のうえ別途有料でサービスを受けられる場合があります。
 - c. 現場駆けつけ対応ではトラブルが解決できない又は二次被害が発生することが予想される場合、利用者は作業員等と協議のうえ別途有料でサービスを依頼することができます。
 - d. 当社は、前4項の場合の利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

第3条(料金)

本サービスの月額基本料金は、1,100円(税込)とします。

第4条(サービス期間)

当社は、ONE BB WiMAX サービスの利用期間中において、本サービスを提供します。

第5条(本サービスの利用方法)

本サービスの、利用方法は以下の通りとなります。

- 1) 本サービス利用
本サービスの利用のご相談は当社が運営する「ONE BB WiMAX カスタマーセンター」に、直接お電話でご連絡下さい。
- 2) 本サービスの利用の際、お客様自身が本サービスに加入されていることを申込書もしくはお電話にて申告することとします。

第6条(免責事項)

本サービス提供における当社の責任範囲は以下の通りといたします。

- 1) 当社は、本サービスの提供に起因して発生したデータの喪失、データの機能性の喪失、ソフトウェアの喪失、使用不能、それらから引き起こされる間接的損害、特別損害、偶発的損害、および逸失利益についての責任は負いません。また、対象機器内の全てのソフトウェアとデータファイルのバックアップはお客様の責任で行うものとします。

第7条(サービス利用の停止)

当社は、お客様が以下のいずれかに該当すると判断した場合は、事前にお客様に連絡することなく直ちにお客様の本サービスの利用を停止できるものとします。

- 1) お客様の本サービスの申し込み時、本サービスの利用受付時の情報に虚偽が発覚した場合
- 2) お客様が本規約のいずれかに違反した場合
- 3) お客様が法令に反する行為を行った場合
- 4) お客様が ONE BB WiMAX サービスの利用料金の支払を滞った場合

第8条(除外事項)

次の場合は当サービスの対象外とします。

- ① 午後11時以降翌午前9時までの時間帯における破壊による開錠
- ② 会員又は利用者が所有する家電製品等に関するトラブル
- ③ 入居当初からの故障・破損に関するトラブル
- ④ 原状回復に関するトラブル
- ⑤ 地震等の天災や火災、暴動等の非常事態におけるトラブル
- ⑥ その他当社又は業務委託先が不適切と判断した場合

リモートサポート規約

第 1 条(対象)

本サービスの対象は以下対象商品のメーカー(以下「メーカー」といいます)が製造し、マイクロソフト社が提供する Windows ®OS を搭載しているパソコンとします。

- 1) NEC 2) 富士通 3) ソニー 4) 東芝 5) シャープ 6) 松下 7) レノボ(Lenovo) 8) デル(DELL) 9) ヒューレット・パッカード(HP)
- 10) EPSON 11) マウスコンピューター 12) その他当社が認める機種

第 2 条(本サービスの内容)

本サービスは以下のサポートが対象となります。

契約者は、次の各号のサポートが必要となった場合、当社指定の専用ダイヤルを利用して、情報提供のサービスを受けることができます。

- a. インターネット接続設定
- b. メール設定
- c. パソコンに関する様々な相談
- d. 他さまざまなご相談、ご紹介

第 3 条(料金)

本サービスの月額基本料金は、1,100 円(税込)とします。

第 4 条(本サービス提供期間)

当社は、ONE BB WiMAX サービスの利用期間中において、本サービスを提供します。

第 5 条(本サービスの利用方法)

本サービスの、利用方法は以下の通りとなります。

- 1) 本サービス利用のご相談

本サービスの利用のご相談は当社が運営する「ONE BB WiMAX カスタマーセンター」に、直接お電話でご連絡ください。

- 2) 本サービスの利用の際、契約者自身が本サービスに加入されていることを申込書もしくはお電話にて申告することとします。

第 6 条(本サービスを受ける際の注意点)

本サービスをご利用いただくには、次に挙げる本サービスの制限事項、確認事項を事前によくお読みの上、お申し込み下さい。

- 1) 本サービスは、トラブルを確実に解決するものではありません。トラブル解決できない場合があります。その場合、当社は一切の責任を負いません。
- 2) 本サービスをご利用いただく際に、個人情報保護法に基づき、依頼者が契約者本人であることの証明をお願いする場合があります。
- 3) トラブル解決にかかる実費部分は契約者負担とさせていただきます。

第 7 条(免責事項)

本サービス提供における当社の責任範囲は以下の通りといたします。

- 1) 当社は、本サービスの提供に起因して発生したデータの喪失、データの機能性の喪失、ソフトウェアの喪失、使用不能、それらから引き起こされる間接的損害、特別損害、偶発的損害、および逸失利益についての責任を負いません。また、対象機器内の全てのソフトウェアとデータファイルのバックアップは契約者の責任で行うものとします。

第 8 条(本サービスの利用停止)

当社は、契約者が以下のいずれかに該当すると判断した場合は、事前に契約者に連絡することなく直ちに本サービスの利用を停止できるものとします。

- 1) 本サービスの申し込み時、本サービスの利用受付時の情報に虚偽が発覚した場合
- 2) 契約者が本規約のいずれかに違反した場合
- 3) 契約者が法令に反する行為を行った場合
- 4) 契約者が ONE BB WiMAX サービスの利用料金の支払を滞った場合

個人賠償責任補償(自転車補償)

この補償における主な用語について説明します。

被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
支払限度額	保険契約により補償される損害が発生した場合に、引受保険会社が支払うべき保険金の限度額をいいます。

第1条(被保険者)

(1) 被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(注1)の子
- ⑤ 上記①から④のいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する損害に限ります。

(注1) これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注2) 責任無能力者の親族に限ります。

(2) (1)の記名被保険者またはその配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故が発生した時におけるものをいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

保険金を支払う損害(注1)は、次のいずれかに該当する損害に限ります。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故による損害
- ② 被保険者の日常生活(注2)に起因する偶然な事故による損害
(注1)以下「損害」といいます。
(注2)住宅以外の不動産の所有、使用または管理は含みません。

第3条(保険金を支払わない場合)

(1)直接であると間接であるかを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ④ 被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動(注2)、労働争議または騒擾じょうに起因する損害賠償責任
- ⑦ 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任
- ⑧ 排水または排気(注3)に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ⑨ 原子核反応または原子核の崩壊による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的もしくは産業的利用に供されるラジオアイソトープ(注4)の原子核反応または原子核の崩壊等によるもので、その使用、貯蔵または運搬に関し、法令違反がなかった場合を除きます。

(注1)保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3)煙を含みます。

(注4)ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

(2)被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(注1)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ④ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑤ 航空機、船舶・車両(注2)または銃器(注3)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (注1)住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合はその部分を含みます。
(注2)原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。
(注3)空気銃を除きます。

第4条(損害の範囲および支払保険金)

保険金を支払う損害の範囲は、次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に限り、支払限度額(注)を限度とします。

区分	説明
損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいいます。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
権利保全行使費用	権利保全行使費用に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
協力費用	損害賠償の請求を受けた場合の規定により、被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

本条(1)の①から④までについて支払うべき保険金の額は、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額(注)を限度とします。

$$\text{保険金の額} = \text{本条(1)の①から④までの合算額} - \text{免責金額}$$

(注)以下「支払限度額」といいます。

本条(1)の⑤および⑥について支払うべき保険金の額は、1回の事故について、その全額とします。ただし、本条(1)の①の額が支払限度額を超える場合は、本条(1)の⑥について支払うべき保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\text{本条(1)の⑥について支払うべき/保険金の額} = \text{本条(1)の⑥の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{本条(1)の①の額}}$$

【お問い合わせ窓口】

株式会社 AS ONE

ONE BB WiMAX サポートデスク

電話番号:050-3188-3284

【受付時間】 10:00~19:00 (年末年始、お盆、弊社指定休日を除く)